2　法第六十八条の四十四第三項第五号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する中小企業事業再編投資損失準備金の金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一　分割型分割により特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合　当該分割型分割に係る法人税法施行令第百十九条の八第一項に規定する割合

二　法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（以下この号において「株式分配」という。）により特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合　当該株式分配に係る法人税法施行令第百十九条の八の二第一項に規定する割合

三　法人税法第六十一条の二第十八項に規定する資本の払戻し（以下この号において「資本の払戻し」という。）により特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合　当該資本の払戻しに係る法人税法施行令第百十九条の九第一項に規定する割合

3　連結親法人又はその連結子法人がその取得をした株式等につき法第六十八条の四十四第一項の規定の適用を受ける場合には、当該株式等につき同項の規定の適用を受ける連結事業年度の連結確定申告書等に当該株式等が同項に規定する特定株式等に該当するものであることを証する書類として財務省令で定める書類を添付しなければならない。

4　法第六十八条の四十四第一項から第三項までの規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、法第六十八条の四十四第一項の規定により損金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に、法第六十八条の四十四第二項又は第三項の規定により益金の額に算入される金額は、法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額に、それぞれ含まれるものとする。

第三十九条の八十六第三項第四号中「千分の十三」を「千分の七」に改める。

第三十九条の九十一第二項中「連結事業年度の」の下に「同条第二項及び」を加える。

第三十九条の九十二第三項中「連結事業年度の法」の下に「第六十八条の六十四第二項及び」を加える。

第三十九条の百一第二項中「、当該」を「、同項に規定する」に改め、「（法第六十八条の七十二第一項に規定する換地処分等で法第六十五条第一項第三号から第六号までに掲げる場合に該当するものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第五項中「（換地処分等）」の下に「（法第六十八条の七十二第一項に規定する換地処分等で法第六十五条第一項第三号から第七号までに掲げる場合に該当するものをいう。以下この項において同じ。）」を加える。

第三十九条の百六第一項中「第七号」を「第五号」に改め、同条第三項中「第六号」を「第四号」に改め、同条第九項中「第三十九条の七第十五項前段」を「第三十九条の七第十三項前段」に改め、同条第十二項中「第三十九条の七第十八項前段」を「第三十九条の七第十六項前段」に改め、同条第二十項中「第六号」を「第四号」に改め、同条第二十一項中「第六号の」を「第四号の」に改め、同項第一号中「第三十九条の七第二十七項第一号」を「第三十九条の七第二十五項第一号」に改め、同条第二十二項第四号及び第六号中「買換資産」を「資産」に改め、同条第二十三項中「第七号」を「第五号」に改め、同条第二十五項第四号及び第六号並びに第二十九項第二号、第四号及び第六号中「買換資産」を「資産」に改め、同条第三十項中「第七号」を「第五号」に改める。

第三章第二十三節を次のように改める。

第二十三節　株式等を対価とする株式の譲渡に係る連結所得の計算の特例

第三十九条の百十　法第六十八条の八十六第一項の規定の適用がある場合におけるその適用に係る連結親法人又はその連結子法人に対する法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法第六十八条の八十六第一項の規定の適用がある株式交付により交付を受けた当該株式交付に係る株式交付親会社（同項に規定する株式交付親会社をいう。以下この条において同じ。）の株式の取得価額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額の計算の基礎となる金額とする。

二　当該株式交付により譲渡した法第六十八条の八十六第一項に規定する所有株式（次号及び第三号において「譲渡株式」という。）のその譲渡の直前の帳簿価額に当該株式交付に係る同項に規定する株式交付割合を乗じて計算した金額（当該株式交付親会社の株式の交付を受けるために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とする。

二　法第六十八条の八十六第一項の規定の適用がある株式交付により交付を受けた当該株式交付に係る株式交付親会社の株式で、その交付の基因となつた譲渡株式が法人税法施行令第百十九条の十二第一号から第三号までに掲げる有価証券とされていたもの（同令第百十九条の二第二項第二号に掲げる株式に該当するものを除く。）は、法人税法第六十一条の三第一項第一号に規定する売買目的有価証券とする。

三　法第六十八条の八十六第一項の規定の適用がある株式交付による譲渡株式の譲渡に係る法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第六十一条の十三第一項の規定の適用については、法第六十八条の八十六第一項の規定により当該譲渡に係る法人税法第六十一条の二第一項第一号に掲げる金額とされる金額を当該譲渡に係る同法第六十一条の十三第一項に規定する収益の額とする。

2　連結法人である株式交付親会社が株式交付により当該株式交付に係る株式交付子会社（法第六十八条の八十六第一項に規定する株式交付子会社をいう。以下この項において同じ。）の株式を取得した場合（当該株式交付により当該株式交付子会社の株主に交付した自己の株式の価額が当該株式交付により当該株主に交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合が百分の八十に満たない場合を除く。）における法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　当該株式交付により当該株式交付子会社の株主から取得した当該株式交付子会社の株式の取得価額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における法人税法施行令第百十九条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該株式の取得をするために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）とする。

イ　当該株式交付により当該株式交付子会社の株式を五十人未満の当該株式交付子会社の株主から取得をした場合　当該株主が有していた当該株式の当該取得の直前における帳簿価額（当該株主が公益法人等又は人格のない社団等であり、かつ、当該株式がその収益事業以外の事業に属するものであつた場合には当該株式の価額として当該株式交付親会社の帳簿に記載された金額とし、当該株主が個人である場合には当該個人が有していた当該株式の当該取得の直前における取得価額とする。）に相当する金額

ロ　当該株式交付により当該株式交付子会社の株式を五十人以上の当該株式交付子会社の株主から取得をした場合　当該株式交付子会社の前期期末時（当該株式交付子会社の当該取得の日を含む事業年度の前事業年度（同日以前六月以内に法人税法第七十二条第一項又は第八十一条の二十第一項に規定する期間についてこれらの規定に掲げる事項を記載した同法第二条第三十号に規定する中間申告書又は同条第三十一号の二に規定する連結中間申告書を提出し、かつ、その提出の日から当該取得の日までの間に同条第三十一号に規定する確定申告書又は同条第三十二号に規定する連結確定申告書を提出していなかつた場合には、当該中間申告書又は連結中間申告書に係る同法第七十二条第一項又は第八十一条の二十第一項に規定する期間）終了の時をいう。）の資産の帳簿価額から負債（新株予約権及び株式引受権に係る義務を含む。）の帳簿価額を減算した金額（当該前期期末時から当該取得の日までの間に同法第二条第十六号に規定する資本金等の額若しくは同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額又は利益積立金額若しくは連結個別利益積立金額（法人税法施行令第九条第一項第一